

農業振興地域農用地区域からの除外申請について

農業振興地域農用地は、優良農地の確保・保全を目的に定められた地域です。

このため、農用地区域内の土地については、農業以外の目的には利用できないことになっていますが、やむを得ず他の目的に利用する場合は、農地法による転用許可を受ける前に、農用地区域からの除外（農振除外）の手続きが必要となります。

農振除外は「除外要件」の全てを満たす場合（農振除外チェックリストで確認してください）に申請が可能となりますので事前に相談してください。

なお、申請後の協議の過程で除外不適当とされる場合がありますので土地選定は慎重にしてください。

■農用地利用計画の変更（農振除外）申請締切日等については、下記のとおりです。

申請は年4回、締切日は下記のとおりです。（閉庁日の場合は翌開庁日）

1月15日	4月15日	7月15日	10月15日
-------	-------	-------	--------

特別な事情が生じた場合、上記日程は変更する場合があります。

■申請から関係機関との調整、事前協議、公告縦覧、意見申出、本協議などを経なければならぬため、手続き終了までは概ね6ヶ月程度を要します。

ただし、これは事務処理がスムーズに進んだ場合ですので、諸々の状況により長くなる場合があります。

■計画変更の知事の同意及び計画変更決定の手続き完了後に農地転用許可申請が必要となります。

農地転用許可があるまでは、農地を農地以外に利用することはできません。農地転用の許可前に着手した場合は工事差し止め等の措置を行う場合があります。

■除外申請書提出書類

- ・農業振興地域農用地区域除外申請書
- ・位置図（1/2500程度の地図もしくはそれと同等のもの）
- ・同意書（関係区長と農業委員または農地利用最適化推進委員）
- ・除外申請に関する説明事項
- ・事業計画書、平面図、立面図等（含排水計画図）
- ・代替地検討位置図（含検討結果）
- ・代行申請の場合は委任状

※上記以外にも必要に応じて追加書類等を提出していただく場合があります。

～窓口相談をされる前に～

農振除外チェックリスト

農振除外申請をする前に以下の項目を必ず確認してください。
農振除外は除外要件を満たす場合に申請が可能となりますので土地選定は慎重にしてください。
チェック完了後、担当窓口で協議してください。

項 目(農振法第13条第2項)	チェック欄
農用区域内の農地を農地以外に使用することが緊急的に必要であり、農用区域外の農地、宅地、雑種地など代替すべき土地がないこと。	代替地が ある ない
農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。	及ぼすおそれが ある ない
担い手等に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。	及ぼすおそれが ある ない
ため池、農道、農業用排水路などの機能に支障を及ぼさないこと。	及ぼすことが ある ない
通風不能、採光不能、騒音、悪臭等の被害が発生するおそれがないこと。	発生するおそれが ある ない
土地改良事業を行った区域内の土地に該当する場合は、工事完了から8年以上が経過していること。	経過 している していない 該当しない

上記のチェック欄において、「ある」、「していない」が一つでもあれば基本的に農振除外はできません。

その他留意事項	チェック欄
除外する面積は、必要最小限であること。	
農振除外の目的・土地利用者の変更はないこと。	
農振除外において、周辺農地へ及ぼす影響への配慮が求められるため、事前に隣接農地の所有者・耕作者に説明をし承諾を得るなどの調整を図った。	
除外決定後、速やかに農地転用許可申請を行うこと。	